

役員等報酬規定

社会福祉法人 あざ美会

社会福祉法人あざ美会 役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あざ美会の役員等の報酬について定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 苦情解決第三者委員
- (5) 評議員選任・解任委員会委員
- (6) その他、理事長が必要と認めた者

(出席報酬)

第3条 役員が、理事会・評議員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

	報酬 (日額)
理事・監事	5,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

	報酬 (日額)
評議員	5,000円

3 苦情解決第三者委員が苦情解決委員会に出席したときは、次により報酬を支給するものとする

	報酬 (日額)
苦情解決第三者委員	5,000円

4 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支給する者とする。

	報酬 (日額)
評議員選任・解任委員会委員	5,000円

5 その他、理事長が必要と認めた者が、会議等に出席したときは、次により報酬を支給するものとする。

	報酬（日額）
理事長が必要と認めた者	5,000円

6 支給にあたっては、所得税法上報酬扱いとし、当法人による源泉徴収後の手取金額として支給する。

（役員及び評議員の勤務報酬）

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の名命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、又は評議員が、評議員会以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支給するものとする。

	報酬（日額）
理事及び評議員業務報酬	5,000円

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導、または監査の業務にあたった場合は、次により報酬を支給するものとする。

	報酬（日額）
監事監査指導報酬	5,000円

3 支給にあたっては、所得税法報酬扱いとし、当法人による源泉徴収後の手取金額として支給する。

（報酬の支給方法）

第5条 報酬については、当該日に現金にて支給するものとする。

附 則 令和2年1月1日から施行する。